

## 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免申請をされた方へ

(注) 税制改正に伴い、令和元年10月以降、「自動車取得税」は「自動車税（環境性能割）」又は「軽自動車税（環境性能割）」に、「自動車税」は「自動車税（種別割）」になりました。

※軽自動車税（環境性能割）の減免申請をされた方は、◆欄のみご覧ください。

### ◆自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の減免について

▽要件に該当する場合は、全額が減免となります。

▽還付について

すでに自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）を納付済みの場合は、全額が還付となります。

還付がある場合、約2～3か月後に納税義務者の方に「公金送金通知書」を送付しますので、指定の金融機関にて、還付金をお受け取りください。

### ○自動車税（種別割）の減免について

▽減免の開始時期について

・納期限までの申請は今年度から、納期限後の申請は翌年度から減免となります。

・事由発生日（申請車の新規登録・前減免車の抹消登録・手帳新規交付日・等級変更により新たに減免対象となった手帳の交付日のいずれか遅い日）から1月以内の申請は、事由発生日の翌月から減免となります。

・申請車又は前減免車が今年度中に移転登録（名義変更）の場合、翌年度から減免となります。

▽還付について

すでに自動車税（種別割）を納付済みの場合は、減免額が還付となります。

還付がある場合、約2～3か月後に納税義務者の方に「公金送金通知書」を送付しますので、指定の金融機関にて、還付金をお受け取りください。

### ○来年度以降も減免を受けるには！

毎年10月に、減免要件を確認するため「現況照会書」を送付します。

回答ハガキを確認し、期限までに必ず回答してください。

回答がない、回答が未記入、「現況照会書」が返戻になるなど、現況が確認できない場合は、

翌年度から自動車税（種別割）が課税となりますのでご注意ください。

※本来、毎年の減免申請が必要なものを、申請者の負担軽減のため、現況照会書の回答により申請があったとみなして減免を継続できるとする制度です。

回答がないなど、現況が確認できない場合は翌年度から減免が外れて課税され、現況に変更がなくても再度必要書類を用意しての申請が必要となります。

※今年度現況照会書を送付する対象は、今年度1年分が減免となった方です。

月割りや翌年度から減免の方に現況照会書を送付するのは、翌年度からとなります。

### ○手続きが必要な場合 詳しくは裏面の各事務所にお問い合わせください。

次の変更点があった場合は、速やかに裏面に記載された事務所にて手続きしてください。

1. 手帳所持者・車の所有者・運転者のいずれかの方が転居した。又は全員が転居した。  
(現住所が車検証の住所と一致していることが減免要件の一つです。速やかに車検証の住所変更登録をしてください。)
2. 手帳所持者・車の所有者・運転者のいずれかの方が亡くなった。
3. 手帳が再交付された。又は等級・程度の変更があった。
4. 手帳所持者が施設等に入所し、住民票を施設等に移した。
5. 手帳所持者が施設入所・入院等で、月2回以上の帰宅が見込めなくなった。
6. 車検の有効期限が切れた。
7. 自動車税（種別割）の納税通知書が届いた。
8. その他、車の名義変更等、申請時の状況に変更があった。

※減免の要件に該当しなくなった場合は、直ちに「減免の要件に該当しなくなったことの申告書」を提出してください。事由発生日(死亡日、転居日、入所日等)の翌年度から課税となります。

また、変更後も減免の要件に該当する場合は、手続きをすることで引き続き減免となります。

※このお知らせは、大切に保管してください。

裏面へ 

## ◆自動車を乗り換える場合

新しい自動車で改めて減免の申請が必要となります。

▽減免を受けていた（又は以前に減免を受けていた）自動車がある場合は、その自動車の移転登録（名義変更）後の自動車検査証記録事項が記載された書類又は抹消登録の証明書（登録識別情報等通知書等）の写しが必要です。

移転登録又は抹消登録していない場合は、原則として別の自動車で減免の申請はできません。

▽環境性能割がかかる場合は、登録から1月以内に減免申請することで環境性能割も減免となります。

▽家族間で移転登録した場合も、減免申請が必要です。

※移転登録（名義変更）により前減免車を譲渡した場合、新しい自動車の減免は翌年度からとなります。

## ○車検について

### ▽車検用の納税証明について

平成27年4月から、車検時に納税証明書の提示が省略可能となりましたので、納税証明書を用意していただかなくても、車検が受けられます。

ただし、運輸支局への納税情報の提供に一定の日数（2か月程度）がかかりますので、その間に車検を受ける場合は、これまでどおり紙の納税証明書が必要になります。下記の事務所の窓口で請求してください。（代理の方でも請求できます。窓口の請求書に「車のナンバー・車の所有者の住所・氏名」をご記入ください。）

※減免を受ける前の自動車税（種別割）・延滞金に未納がある場合は納税証明書の交付は受けられませんので、ご注意ください。

※減免の要件に該当しなくなった方は、従来どおり紙の納税証明書が必要になる場合があります。

### ▽車検切れについて

車検が切れた自動車は、手帳所持者のために使用していることの確認ができず、減免が取り消される場合がありますのでご注意ください。

## お問い合わせ・手続き先

※手続きの際は、必要書類を確認のうえ来所してください。

事務所名	電話番号	所在地
自動車税事務所	043-243-2721	千葉市中央区問屋町1-11 FAX 043-243-2555
中央県税事務所	043-231-0161	千葉市中央区都町2-1-12
千葉西県税事務所	043-279-7111	千葉市美浜区真砂4-1-4
船橋県税事務所	047-433-1275	船橋市湊町2-10-18
松戸県税事務所	047-361-2193	松戸市小根本7
柏県税事務所	04-7147-1231	柏市あけぼの2-1-5
佐倉県税事務所	043-483-1403	佐倉市鎌木仲田町8-1
香取県税事務所	0478-54-1314	香取市佐原イ92-11
旭県税事務所	0479-62-0772	旭市二 1997-1
旭県税事務所銚子支所	0479-22-5907	銚子市清川町1-6-12
東金県税事務所	0475-54-0223	東金市東新宿17-6（山武土木事務所敷地内 仮設庁舎1階）
茂原県税事務所	0475-22-1721	茂原市茂原1102-1
茂原県税事務所大多喜支所	0470-82-2214	夷隅郡大多喜町猿稻14
館山県税事務所	0470-22-7117	館山市北条402-1
木更津県税事務所	0438-25-1110	木更津市貝渕3-13-34
市原県税事務所	0436-22-2171	市原市五井中央西1-1-25 サンプラザ市原5階

千葉県ホームページにも掲載しています。

千葉県 自動車税減免

検索

(23.04)